

課長・係長各位

芦屋町長 貝掛 俊之

令和 9 年度予算編成方針について（通知）

1 日本経済の状況・国の動向

内閣府が公表した 9 月の月例経済報告で、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

国は、令和 9 年度予算の概算要求に当たっての基本方針として、「要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和 8 年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現する。」とともに、「補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上する。」としている。

2 本町の状況

令和 9 年度は「第 6 次芦屋町総合振興計画」の 7 年目、後期基本計画の 2 年目に当たり、基本構想が示す町の将来像「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現に向け、実施計画等に定める各施策・事業を着実に推進していかなければならない。

このような中、令和 7 年度の財政健全化指標（実質公債比率や将来負担比率等）は、国が定める早期健全化基準を下回っているものの、経常収支比率は 103.2%と 100%を超える結果となり、福岡県内ワースト 1 位となった。

主要財源である普通交付税は増傾向で推移する見込みだが、物価上昇や人件費の高騰等を受けてもなお不足する財源については、基金の取崩しやボートレースからの繰入金で対応せざるを得ない状況が続いている。

令和 9 年度においても、要求時点での歳出が歳入を大幅に上回ることが見込まれるため、財源確保に注力するとともに、限られた財源を最大限有効に活用する必要がある。

そのため、予算編成過程において、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、経済・物価動向等を適切に反映させつつも、令和 7 年度決算や令和 8 年度の予算執行状況等の分析に基づき不用額の削減を図るほか、既存事業の検証と抜本的な見直しに取り組み、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図らなければならない。

以上の観点から、令和 9 年度予算編成に当たっては、次の基本方針を念頭に置き、問題意識を持って予算編成を進めるよう通知する。

基本方針

1 各種制度改正の把握と財源の確保

国の新規施策や制度改正がある場合には、地方財政に関わる国・県の補助金・交付金に関する情報収集・分析に努め、財源確保に向けた取組を強化すること。特に、国の補正予算は真に緊急性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置することとされているため、国の当初予算の概算要求等を注視し、本町の当初予算に適切に反映すること。

2 町税等の自主財源の確保

町税は本町の自主財源の柱であるため、経済情勢や税制改正等の制度変更に十分留意するとともに、公平な住民負担の観点から徴収率向上に努め、必要に応じて法的手段も検討すること。住宅使用料、保育料等の各種使用料・料金についても滞納解消策を着実に実行し、適正な受益者負担を確保すること。

3 経常収支比率の削減

前述のとおり、令和7年度の芦屋町の経常収支比率は103.2%であり、福岡県内市町村ワースト1となった。財政構造が完全に硬直化しているため、経常経費については前年度踏襲を避け、必要性を再検討し創意工夫により削減すること。

4 町単独事業の取捨選択

限られた財源を効果的・効率的に活用する観点から、行政課題の緊急性・重要性をゼロベースで検証したうえで、町単独事業の取捨選択を行うこと。

5 決算を意識した予算編成

令和7年度決算で不用額が発生した理由（規模縮小、単価の減少等）を分析し、令和8年度の執行状況も踏まえ、令和9年度は決算実績を適切に反映した予算計上となるよう精査すること。

6 新規事業・投資的経費の計上

実施計画、施設整備計画で決定した事業のみを予算計上すること。

7 人材育成の推進

「第6次芦屋町総合振興計画」の基本構想が掲げる将来像「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現に向け、人材育成に係る予算を積極的に計上すること。

8 委託内容の見直し

外部委託業務については、その必要性・費用対効果・業務範囲を精査し、重複削減や効率化を図るなど、業務委託の適正化を推進すること。